

議案第 50 号

石垣市家畜等処理センター条例の一部を改正する条例

石垣市家畜等処理センター条例（平成 22 年石垣市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

利用料金

区分	種別	基準額
牛	生後3か月未満	9,000円
	生後3か月以上6か月未満	12,000円
	生後6か月以上12か月未満	17,000円
	生後12か月以上15か月未満	25,000円
	生後15か月以上24か月未満	30,000円
	生後24か月以上	32,000円
豚	生後3か月未満	1,000円
	生後3か月以上7か月未満	2,000円
	生後7か月以上	3,000円
山羊	幼山羊	2,000円
	成山羊	3,000円
馬	牛に準ずる。	牛に準ずる。
と殺残さ物	1バケットにつき	32,000円

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)の一部改正により、沖縄県が実施する牛海綿状脳症(BSE)に係る検査の対象月齢が撤廃され、新たに死亡牛受入れ頭数が増加する見込みであることに加え、沖縄本島の死亡牛処理施設において処理料金が令和6年4月1日受付分から値上げ改定を行ったことから、家畜等処理センター利用料金等に係る条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市家畜等処理センター条例(平成22年石垣市条例第7号)の新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2(第10条関係)			別表第2(第10条関係)		
利用料金			利用料金		
区分	種別	基準額	区分	種別	基準額
牛	生後3か月未満	<u>4,000円</u>	牛	生後3か月未満	<u>9,000円</u>
	生後3か月以上6か月未満	<u>7,000円</u>		生後3か月以上6か月未満	<u>12,000円</u>
	生後6か月以上12か月未満	<u>12,000円</u>		生後6か月以上12か月未満	<u>17,000円</u>
	生後12か月以上15か月未満	<u>20,000円</u>		生後12か月以上15か月未満	<u>25,000円</u>
	生後15か月以上24か月未満	<u>25,000円</u>		生後15か月以上24か月未満	<u>30,000円</u>
	生後24か月以上 <u>96か月未満</u>	<u>27,000円</u>		生後24か月以上 <u> </u>	<u>32,000円</u>
豚	生後3か月未満	1,000円	豚	生後3か月未満	1,000円
	生後3か月以上7か月未満	2,000円		生後3か月以上7か月未満	2,000円
	生後7か月以上	3,000円		生後7か月以上	3,000円
山羊	幼山羊	<u>1,000円</u>	山羊	幼山羊	<u>2,000円</u>
	成山羊	<u>2,000円</u>		成山羊	<u>3,000円</u>
馬	牛に準ずる。	牛に準ずる。	馬	牛に準ずる。	牛に準ずる。
と殺残さ物	1バケツにつき	<u>30,000円</u>	と殺残さ物	1バケツにつき	<u>32,000円</u>